(メール施行)兵共募発第224号令和元年10月21日

各市区町共同募金委員会 事務局長 様

社会福祉法人 兵庫県共同募金会 事務局長 松 本 博 子

「令和元年福島県台風第19号災害義援金」の募集について(ご依頼)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本会事業の推進につきましては、平素から格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、標記義援金の件につきまして、別添のとおり福島県共同募金会より通知があり ました。

つきましては、当該義援金の募集の周知及び義援金の受け入れにつきまして、ご協力 を賜りますようお願い申し上げます。

なお、義援金の受け入れの事務手続きにつきましては、下記のとおり取り扱いを賜りますようお願い申し上げます。

記

[義援金の受け入れの事務手続き]

- (1) 義援金の取り扱いについて 市区町共同募金委員会で義援金を受領された場合は、別添募集要綱の義援金 受入口座へ、共同募金委員会名にて直接送金をお願いいたします。
- (2) 受領書・領収書の発行について
 - ①寄付者へ「受領書<様式1>」の発行をお願いいたします。
 - ②税控除用の領収書を希望される方があれば、兵庫県共同募金会あて「領収書希望者名簿<様式2>」及び義援金を送金した際の送金控<様式3>をe-mailにてお送り願います。
 - ※正式な領収書は後日、福島県共同募金会から送付されることを寄付者へお伝 え願います。

《お問合せ先》

社会福祉法人 兵庫県共同募金会(担当:松本裕一・大隅優樹)

〒651-0062 神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター5階

TEL: 078-242-4624 FAX: 078-242-4625

電子メール: info@akaihane-hyogo.or.jp

令和元年福島県台風第19号災害義援金募集要綱(第2版)

社会福祉法人福島県共同募金会

1. 趣 旨

令和元年10月に発生した台風第19号により、福島県では多数の人的被害及び家屋の全壊等の住家被害が発生し、県内12市、26町、12村に災害救助法が適用されました。

福島県共同募金会では、この災害により被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2. 義援金の名称

「令和元年福島県台風第19号災害義援金」

3. 受付期間

令和元年10月21日(月)から令和2年3月31日(火)まで

4. 義援金の受入れについて

(1)銀行振込

<□座番号> 東邦銀行渡利支店(普)「439241」

- <口座名義> 社会福祉法人福島県共同募金会 会長 只野裕一
 - ・東邦銀行本支店窓口からの振込みは、期間中の手数料が無料となります。
 - ・東邦銀行以外の金融機関からの振込みは、手数料がかかります。

(2) ゆうちょ銀行 (郵便局)

<口座番号> 00120-6-392570

- <口座名義> 福島県共同募金会令和元年台風第19号災害義援金
 - ・全国のゆうちょ銀行本支店窓口及び郵便局窓口からの振込みは、期間中の 振替手数料が無料となります。

5. 義援金の配分

本会に寄託された義援金については、福島県、日本赤十字福島県支部、福島県共同募金会等で構成される義援金配分委員会において取りまとめを行い、義援金配分委員会で決定された配分基準に基づき、被災地の市町村を通じて対象者に配分されます。

6. 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に「令和元年福島県台風 第19号災害義援金」募集要綱を添えてご提出ください。

【該当する税制優遇措置】

・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国 又は地方公共団体に対する寄附金」に該当 ・地方税法第37条の2第1項及び同法第314号上の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7. その他

- (1)義援金のみを取り扱うこととします。
- (2) この要綱は、令和元年10月21日から施行します。
- 8. 問合せ先

社会福祉法人福島県共同募金会

〒960-8141福島県福島市渡利字七社宮111

TEL 0 2 4 - 5 2 2 - 0 8 2 2

FAX 0 2 4 - 5 2 8 - 1 2 3 4

E-MAIL: akaihane@axel.ocn.ne.jp